

---

TBSテレビ『news23』  
「JA自爆営業」調査報道に関する意見

---

放送倫理検証委員会

委員長	小町谷育子
委員長代行	岸本 葉子
委員長代行	高田 昌幸
委員	井桁 大介
委員	大石 裕
委員	大村 恵実
委員	長嶋 甲兵
委員	西土彰一郎
委員	毛利 透
委員	米倉 律

放送倫理・番組向上機構〔BPO〕

# 目 次

I	はじめに	1
II	審議の対象とした番組	2
III	委員会による検証 ～ 本件放送に至る事実関係	3
1	取材に至る経緯	3
2	X氏とY氏のインタビュー取材	4
3	Z氏のインタビュー取材	5
4	原稿作成と番組編集、プレビュー	6
5	動画配信と短縮版の放送	7
6	続報と問題の把握・発覚	7
IV	委員会の考察 ～ 本件放送の問題点	8
1	内部告発者に寄りかかった安易な取材と、決定的な失策	9
2	第三者の視点なき編集作業、隙だらけのプレビュー	11
3	現場任せの上長と組織内の“見えない壁”	12
V	委員会の判断 ～ 放送倫理違反があった	13
VI	おわりに ～ 失敗から学び、前へ！	14

## I はじめに

日本の報道に対しては、かねてから当局や企業などの動静や言い分の発表を伝達するだけの「発表報道」が多過ぎるのではないかと、という批判がある。他方、放送界の先人たちは、起伏を伴いつつ「調査報道」も脈々と実践してきた。調査報道とは、当局などの会見や発表に依拠するのではなく、自らの問題意識によって社会事象に切り込み、自らの責任で取材・報道することを指す。調査報道によって法ができたり、制度が変わったりして多くの人が救われてきた歴史もある。

ただ、最近では発表報道への傾斜が進む一方、調査報道が少なくなってきたとの見方も広がり、放送局側は巻き返しを図ろうと、調査報道を進めるための組織改革を実践するなどの方策も進めてきた。看板番組『報道特集』に代表されるように、調査報道に力を入れてきたTBSテレビ（以下「TBS」という）もそうした方策を取ってきた放送局の1つだ。同局は、2021年7月に報道局内に「調査報道ユニット」を発足させ、「GoToトラベル事業不正受給」のスクープ報道や「老舗旅館による雇用調整助成金の不正受給」報道といった実績を積み重ねてきた。そうしたなか、TBSのニュース番組『news 23』で2023年1月12日、「JA自爆営業」に関する特集（以下「本件放送」という）が放送された。

本件放送は、各地の農業協同組合（以下「JA」という）と全国共済農業協同組合連合会（以下「JA共済連」という）が一体となって保障を提供しているJA共済の契約に関するもので、JAの職員が身内の名義などを使って契約書を作成し、掛金を自分で負担する“自爆営業”を行っているという内部告発に基づく特集だった。このなかで、“自爆営業”に手を染めているという複数の職員が匿名で登場する。顔にぼかしが入り、音声も変換されていたものの、ノルマの厳しさなどから“自爆”に走らざるを得なかった事情が当事者の肉声で伝わり、視聴者の大きな反響を呼んだ。

だが、本件放送後、放送倫理・番組向上機構[BPO]に対し、番組に登場したJA職員に会ったことがあるという視聴者から、放送を見て誰であるかをすぐ特定できた、という声が寄せられた。絶対に保護すべき内部告発者が誰であるかが判明した、いわゆる“身バレ”したのではないかという指摘だ。取材源の秘匿は報道の基本的倫理であり、それが厳守できなかつたとしたら、由々しき事態である。

このため、BPOの放送倫理検証委員会（以下「委員会」という）は本件放送の問題点を検証するため、TBSから本件放送の録画を取り寄せて視聴したほか、番組制作に関するTBSの報告書の内容などを検討した結果、さらに詳しく本件放送の問題点を検証する必要があると判断し、2023年8月の委員会で審議入りを決めた。

## II 審議の対象とした番組

『news 23』はTBSの看板ニュース番組で、平日の深夜に約1時間放送されている。この番組内では、「調査報道23時」と題する特集が不定期に組まれている。本件放送も「調査報道23時」を冠して2023年1月12日に約10分間、放送された。

本件放送はJA共済の契約をめぐり、現場のJA職員が過大なノルマを課せられた末に引き起こしている営業現場のゆがんだ実態を、内部告発をベースにして明らかにする内容だった。

本件放送では、複数のJA職員が登場し、共済営業の過大なノルマを達成するために職員とその家族を加入者にして不必要な契約を結ぶ“自爆営業”が横行している実態を浮き彫りにする。さらに、別のJAでは契約者本人の同意を得ていないのに職員が勝手に書類に署名し、契約が結ばれていることを告発した。それ以外にもノルマを原因とするさまざまな不祥事が生じていることを報じ、最後には農林水産省による監督強化の方針と全国組織であるJA共済連の反応を伝えた。番組で取り上げられたJAは3組織だったものの、同様の問題は全国に広がっている可能性があることをうかがわせる内容だった。

問題のシーンが現れるのは、JA職員が“自爆営業”の実態を証言する本件放送の前半部分においてである。

ある地方都市のJAに勤める職員X氏は、共済の加入手続きのため、自宅で書類に必要事項を記入している。そして、ノルマ達成のために、自分の幼い子ども2人を対象とする本来必要のない共済を契約した旨を語るX氏のインタビューが続く。その後、X氏の同僚であるY氏が登場し、X氏の横で“自爆営業”の実態を証言する。

X氏が記入している書類には、ぼかしが掛けられている。また、X氏とY氏は、顔にぼかしが掛けられ、声を変えられてインタビューを受けている。だが、顔のぼかしの範囲は大きくなく、X氏とY氏の服装や体型、X氏の腕時計、そして部屋の家具はそのまま映されている。Y氏が紹介される場面では、多数の各種共済のパンフレットがテーブルに並べられたシーンに続いて、X氏とY氏が2人並んで立っている映像が流れ、Y氏はX氏の同僚であるとのナレーションが入る。また、X氏の子ども2人が写っている家族写真2枚も、顔にぼかしをつけて紹介されている。

場面は変わり、X氏らとは別の地方都市のJA職員であるZ氏が公園の中へと歩を進めるシーンとなる。この公園でZ氏は“自爆営業”の背景について、上司から給与やボーナスを支払えなくなるから職員やJAのためにもノルマを無くせないなどと言われた、と語る。

Z氏は、顔にぼかしが掛けられ、声を変えられてインタビューを受けている。だが、

Z氏の服装と体型、インタビューを受けた公園の様子はそのまま映されている。

本件放送の翌日である1月13日の未明から午後5時20分ごろまで本件放送と同じ内容の動画がYouTubeとTBSのニュースサイト「TBS NEWS DIG」で配信された（以下「本件ニュース動画」という）。また、1月13日夕方のニュース番組『Nスタ』では本件放送の短縮版が放送された。この短縮版では、Z氏の場面はカットされている。

### Ⅲ 委員会による検証 ～ 本件放送に至る事実関係

委員会は本件放送の録画を視聴したほか、TBSから提出された報告書（2023年7月3日付）、追加報告書（2023年7月31日付、同年10月11日付、同年10月30日付）、およびTBSの内部調査報告書（2023年6月21日付）など各種資料を精査した。また、本件放送の制作などに関わった「調査報道ユニット」のキャップ、ディレクター、および「調査報道ユニット」を所管する調査報道番組部長（以下「部長」という）など16人から合計22時間超のヒアリングを実施するなどして、本件放送の制作経緯や放送後の対応などを検証した。

#### 1 取材に至る経緯

TBSは、2021年3月に情報提供サイト「TBS インサイダーズ」をウェブサイト上に開設し、不正・不祥事など独自取材のきっかけとなる情報や資料を広く一般市民から募る仕組みを整えた。2021年7月には報道局内に「調査報道ユニット」を発足させた。一連の取り組みは、これからのテレビ報道が目指すべき方向性の1つに調査報道があると考えたからである。その目標実現のためには政治部や社会部といった部署の枠にとらわれない組織が必要という判断があった。「調査報道ユニット」はその後、若干の組織改編を経て、本件放送時には報道局調査報道番組部に属する形となり、メンバーは、キャップ、5人の専従取材者、および他の部と兼務しているデスク3人で構成されていた。

「調査報道ユニット」が取り上げるテーマは、主に「TBS インサイダーズ」に寄せられる情報が端緒になっているという。1日の情報量が100件を超えることも珍しくない。大量に届く情報の内容を見極め、実際に取材に着手するものを選定するのはキャップの役割だった。

本件放送の取材は、2022年10月にJA関係者から「TBS インサイダーズ」に“自爆営業”に関する情報が寄せられたことをきっかけに始まった。情報の具体性や予見される問題の大きさなどから、キャップは速やかに取材に着手すべきだと判断し、担当者としてAディレクターを指名した。

番組制作会社に所属するAディレクターは、TBS情報制作局で朝の情報番組の制作に携わってきた。「調査報道ユニット」に配属されたのは半年ほど前であり、本格的な内部告発企画を1人で担当するのは事実上初めてだった。そのため、結果を出さないといけないという焦りにも似た気持ちがあり、今回の企画はものにしたいと思っていたという。

キャップの指示を受けたAディレクターは、内部事情をよく知る取材先として、それぞれ別の地方都市に住むX氏とZ氏を選定し、取材を開始した。メールやSNS（会員制交流サービス）、電話でのやりとりを続けた後、カメラでのインタビュー取材の申し込みを、X氏については11月上旬に、Z氏については10月下旬に行い、いずれも承諾された。

インタビュー取材を申し込む前に、Aディレクターは、キャップから一般論として、本来なら会議室やホテルで取材したほうがいいが、地方都市なので目立つかもしれない、人目が気にならないよう隣の施設を借りるなどの方法もある、といった助言を受けた。ところが、Aディレクターはこうした助言には従わず、X氏に対しては、X氏の自宅でのインタビューを提案した。不必要なJA共済を契約する象徴的なシーンを再現して撮影するには、自宅が最適だと思ったからである。X氏も「自宅で大丈夫です」と応じた。一方、Z氏へのインタビュー取材は、Z氏がある駅の近くを希望した。Aディレクターは、当該駅の近隣で場所を探し背景が単調なホテルの部屋よりも絵になる公園を提案し、Z氏はこれに応じた。

取材日についてはX氏が11月下旬の土曜日、Z氏は翌日の日曜日と決まった。また、その後の連絡の中で、X氏の同僚であるY氏も取材に同席することになった。

インタビュー取材の前日までAディレクターとキャップは、インタビューの際の取材内容、質問の聞き方などについて打ち合わせたが、具体的な撮影の方法やX氏らの服装をどうするかなどについては協議しなかった。

取材に同行するカメラマンは、Aディレクターとの事前打ち合わせで、ホテルを用意しないことや、X氏とY氏を同一の場所（X氏の自宅）で取材することに疑問を呈したという。また、カメラマンは、容姿から内部告発に踏み切る取材相手の身元が判明しないようにするため、ダボダボの服を用意していったほうが安全だと助言したが、ホテルやダボダボの服が用意されることはなかった。

なお、X氏とZ氏への最初の接触からインタビュー取材までに1カ月半の時間があつたが、Aディレクターは、X氏らに直接会って意思疎通を図ることはしなかった。

## 2 X氏とY氏のインタビュー取材

取材当日、Aディレクター、カメラマン、そしてカメラマンの助手の3人は宿泊先のホテルからタクシーでX氏の自宅に向かい、午後1時ごろ取材を開始した。X氏に

対して「顔はモザイクで隠す。声は加工する。資料の個人情報隠す」旨をインタビューの前と後で説明した。遅れてやってきたY氏にもインタビューの前に同様の内容を説明し、インタビューの後にはX氏と一緒に重ねて同じ説明を行ったという。

カメラを回す前、Aディレクターとカメラマンは、X氏の特定につながらないように撮影してはいけないものを尋ね、X氏と相談しながら壁に貼ってあった写真を外し、外の風景が見える窓を撮影しないことにした。

取材中にX氏は、左腕にはめていた腕時計によって身元が判明するのではないかと懸念し、Aディレクターに「大丈夫ですかね」と尋ねている。しかし、Aディレクターは、腕時計が大量に流通している市販のスマートウォッチだったことから「特定されることはないと思う」と答え、腕時計を外すよう求めなかった。

また、Aディレクターは、Y氏が内部資料を持参していたことなどからY氏がX氏の同僚であることは間違いないと判断したものの、Y氏の連絡先を個別に確認することはしなかった。

取材は午後4時ごろまでの3時間ほどだった。夕方の列車でZ氏の住む別の地方都市に移動して翌日の取材に備えるというスケジュールが確定しており、列車の時間を気にしながらの取材だった。

一方、本件放送では、X氏が「この日、ある共済への加入手続きを進めていた」とのナレーションとともに、本来は必要のない自分の子どもを対象とする共済の申し込み手続きを行うシーンが登場するが、実際の手続きは取材の約2カ月前に完了していた。このシーンは過去の再現に過ぎず、ナレーションの内容は事実と異なっていた。これは委員会による調査の過程で新たに判明した事柄であり、TBSはこの点が明らかになった9月29日深夜の『news 23』内で訂正とおわびを行った。この事態を受けてTBSが委員会に提出した追加報告書によると、社内調査の結果、このほかにも、X氏の自爆契約の実際の件数は放送された件数よりも少なかったこと、自爆契約に伴うX氏の年間支払額も実際とは異なっていたことなどが明らかになったという。

### 3 Z氏のインタビュー取材

X氏とY氏の取材が行われた翌日の午後、AディレクターらのクルーはZ氏の取材を公園で行った。事前の打ち合わせのとおり、Z氏が公園に入ってくる時点からカメラを回し、そのままベンチに腰を掛けて3時間ほどのインタビューが続いた。Aディレクターはその際、「顔はモザイクで隠す。声は加工する。資料の個人情報隠す」旨を説明したという。

取材の中でZ氏は、身元の特定を怖れて、あるシーンを番組で使わないように要望し、取材クルーはそのシーンを撮り直した。だが、取材クルーはTBSに戻って局内のシステムに収録素材をアップロード（登録）した際、通常であれば、番組で使わな

いようにという取材協力者の要望を備考欄に注記するのに、Z氏の素材に関しては要望を忘れて記載しなかった。

#### 4 原稿作成と番組編集、プレビュー

1 1月下旬にX氏らのインタビュー取材が終わると、Aディレクターは別のJA関係者の取材に入り、並行してキャップと相談しながら番組原稿のたたき台を作成した。その後、12月中旬から同月末にかけてキャップが長期出張することになり、番組原稿は部長と社会部デスク（「調査報道ユニット」兼務）がチェックすることになった。その際、番組原稿にはZ氏の勤務先のJA名が明示されていたことから大丈夫かとの懸念が示された。Aディレクターは、Z氏は告発したいという強い意志で取材に協力しており、名称の明示も了解を得ていることなどを説明したところ、それ以上の問題にはならず、JA名はそのまま放送されることになった。また、社会部デスクと議論するなかでX氏の子どもの写真を番組で使えないかとの求めがあり、AディレクターはX氏に依頼し、子どもの写っている写真を取り寄せた。

2023年1月4日ごろ、部長とキャップ、社会部デスクが出席して「調査報道ユニット」の定例会議が開かれ、本件放送の原稿が議論された。その段階では番組原稿はほぼ固まっており、オンエアも1月12日の『news 23』と決まった。それを受けて、Aディレクターは本格的な編集作業に入る。通常、番組の編集は、取材記者と編集作業に携わるオペレーターがペアとなって行うが、Aディレクターは編集の技術に長けていたため1人で手掛け、X氏ら取材協力者の顔や風体を隠すためのモザイク処理なども自らの判断で行った。だがその際、Aディレクターは、Z氏との間で交わしたあるシーンを使わないという約束を失念し、約束に反してあるシーンの映像を本件放送に組み込んでしまった。

一方、部長とキャップは、Aディレクターが放送当日のギリギリまで映像を編集していたため、取材を担当する出稿部として普段は事前に行っている編集済み映像のチェックを実施することなく、放送当日のプレビューを迎えてしまう。

1月12日午後3時から行われた局内のプレビューには「調査報道ユニット」側から部長、キャップ、およびAディレクター、『news 23』側からは、制作プロデューサー、番組プロデューサー（総合演出）、および当日の編集長、ならびにこのプレビューから編集オペレーターが参加した。

『news 23』側からは、Z氏の勤務するJAの固有名詞が明示されていることについて、大丈夫かと問う声が出た。これに対し、「調査報道ユニット」側は、Z氏の了解を得ているという趣旨を回答している。そのほか、シーンの順番など演出面での指摘はあったものの、事実関係に関する疑問や、X氏らの身元判明リスク、つまり“身バレ”への懸念は示されず、プレビューは1時間ほどで終了した。



その後、放送前まで、キャップ、Aディレクター、および編集オペレーターが再編集に取り掛かり、演出面での指摘などを踏まえ、番組の構成を修正したり、音声の加工をより強くしたりした。その後、再度のプレビューは行われず、午後11時の『news 23』の中で本件放送はオンエアされた。

## 5 動画配信と短縮版の放送

本件放送の翌1月13日未明、本件放送と同じ内容の本件ニュース動画がYouTubeとTBSのウェブサイトで配信された。朝になりAディレクターに対しZ氏から連絡があり、使わないでほしいと求めていたシーンが使われているとの指摘を受けた。このときになって初めて、AディレクターはZ氏との約束を思い出したという。だが、Z氏との間で約束があったこと、および約束に反してあるシーンを組み込んだことは部長やキャップに報告しなかった。さらに同じ日の午前中、再びZ氏からAディレクターに連絡があり、本件放送に出ていた人物はZ氏ではないかとJA内で特定されつつあるようだと伝えられた。

一方、地上波ではこの日夕方のニュース番組『Nスタ』で本件放送の短縮版を放送することになった。短縮版にはZ氏は登場しないものの、X氏とY氏のシーンは含まれている。Aディレクターが『Nスタ』でのオンエアの1時間ほど前に、短縮版を放送するとX氏に伝えたところ、X氏は、前日の本件放送に出たモザイクの人物は自分であると周辺の関係者が疑っているようだと伝達。モザイクの範囲を広くするなどしてほしいと要望した。

放送まですでに1時間ほどしかなかったことから、Aディレクターは編集オペレーターにやり方を教えてもらって、可能な限り追加のモザイク処理を行った。また、Aディレクターを通じてX氏の懸念を聞いたキャップは、『Nスタ』で短縮版が放送された後の午後5時20分ごろ、自らの権限で本件ニュース動画を上記の配信媒体から削除した。なお、この段階になってもAディレクターはZ氏との約束の件をキャップら上長に伝えていない。

## 6 続報と問題の把握・発覚

JA職員による共済の“自爆営業”に関する本件放送は反響も大きく「調査報道ユニット」は続編を制作することになった。担当は引き続いてAディレクター。放送は3月を目指すことになった。

X氏およびZ氏からは本件放送以降も続報に向けた協力を得られ、LINEやメール、電話によるAディレクターとのやりとりは適度に続いていたという。ただ、その一方、Aディレクターに不安の声も届くようになる。本件放送から間もなく、X氏から自分の職場で犯人探しが行われているとの連絡があった。1月下旬には再びX氏か

ら連絡があり、自宅で一緒に取材に応じたY氏があの番組に出ていたのではないかとJ A関係者から疑われ、Y氏は、かなり参っているという状況が伝えられた。

Z氏からは2月上旬に不安を訴える声が届いた。その中には、インターネットで公開された本件ニュース動画は数日間掲載されていただけか、本件ニュース動画のモザイクは視聴者が消すことができるのかという趣旨の質問があった。さらに、自身の周辺では、あの番組で取材協力したのはZ氏であろうとの話が広まっているとも言われた。

これに対しAディレクターは、本件ニュース動画は放送翌日の夕方に削除したこと、視聴者がモザイクを消して顔を復元することはできないため安心してほしい旨を返答した。

続報は3月12日午後5時半からの『Nスタ』「調査報道SP」で放送された。この続報において、Z氏の取材部分は使われていない。

1月に放送された本件放送では、Z氏の要望で使わないことになっていた映像をZ氏との約束に反してAディレクターが使っていたが、その事実を部長とキャップが知ったのは、この続編放送後の3月末である。Aディレクターと本件放送の取材過程を振り返るなかで、初めてそれを認知したという。ただ、その時点でも、Z氏からの不安を訴える声、そしてX氏とY氏の身元がJ A関係者の間で露見しているようだというX氏からの訴えは報道局全体で共有されなかった。報道局幹部や会社が出来事全体の輪郭を知ったのは、4月24日に本件放送に関する取材依頼が週刊誌から寄せられた時だった。

その後、TBSは報道局幹部を中心とした陣容で、Aディレクターやキャップら番組制作に関わったスタッフから聞き取りなどを実施し、全容の把握に努めた。その過程で、X氏とY氏には直接会って、Z氏には電話で、身元が露見した可能性があることなどについて謝罪した。Y氏とは、本件放送からしばらく経過した後に局側が面談したところ、上層部や職場の同僚には間違いなく身元が露見しており責められてつらい、職場を辞めようとも思ったという訴えがあった。

#### IV 委員会の考察 ～ 本件放送の問題点

取材源の秘匿はジャーナリストが絶対に遵守すべき最高位の、かつ、基本的倫理とされる。日本民間放送連盟（民放連）が定める報道指針も「2 報道姿勢」の（4）において「情報の発信源は明示することが基本である。ただし、情報の提供者を保護するなどの目的で情報源を秘匿しなければならない場合、これを貫くことは放送人の基本的倫理である」と掲げている。つまり、取材源の秘匿を貫くために確実な対策を講じることは、取材者や放送局に課せられた責務であり、その責任はあくまで放送人と

放送局にある。

誤解してはならないが、そもそも報道は、真実性を担保するため実名と顔出しが大原則である。昨今の放送界では、街の声のような日常的な取材でも匿名・モザイクを使用するケースが散見されるが、匿名・モザイクの安易な使用は「放送内容は真実なのか」との疑いを視聴者に抱かせ、放送への信頼性を減退させていくことになりかねない。内部告発者についても、可能な限り実名・顔出しで出演してもらおうほうが、放送内容に関する信頼性を高めることにつながる。

もちろん、実名・顔出しが大原則であるとはいえ、本件放送がまさにそうであるように、さまざまな事情から自身の素性を明かさずに報道機関に情報を提供するケースはあり得る。その際、報道機関が取材源の秘匿を貫徹できなければ、内部告発者は自らが所属する組織や社会から不利益・報復を受ける恐れが十二分にある。

“身バレ”を招くような報道機関にいったい誰が人生を賭けて協力するだろうか。そして、内部告発者の信頼を得られないとなると、報道は社会の不公正や組織の不正などに切り込むことができなくなり、その役割を毀損させていくだろう。

以上の点を踏まえ、本章では本件放送の問題点を考察していく。

## 1 内部告発者に寄りかかった安易な取材と、決定的な失策

「Ⅲ 委員会による検証 ～ 本件放送に至る事実関係」で見てきたように、本件放送のオンエア直後からX氏とZ氏は自らの身元がJ A組織内で露見したのではないかと怯え、不安の声をAディレクターに届けていた。Y氏も職場で、番組に出ているのではないかと疑いを持たれ、非常に苦しい立場に追い込まれていた。

なぜ、こうした事態が生じたのか。端的に言えば、放送局が果たすべき内部告発者への配慮が決定的に不足していたからだ。そのうえZ氏に関しては、使わないでほしいと内部告発者であるZ氏から直接依頼された映像を放送してしまうという重大な失策を犯している。

取材協力者が一般市民である場合、彼らは取材を受けた経験がほとんどなく、どのような映像なら身元の露見に至らないのか、放送後の影響を最小限にできるのかといった点に関して、必ずしも的確な判断はできない。だからこそ、内部告発者とは十分な時間を取って信頼関係を築き、彼らが置かれた状況を正確に把握したうえで、身元が特定されないための対策を放送局の責任で講じなければならない。本件放送では、内部告発者との最初の接触からインタビュー取材までに1カ月半の時間があつたにもかかわらず、直接会って意思疎通を図ることはしておらず、事前の信頼構築は不十分で、情報源の保護のために放送局が果たすべき基本的なアプローチができていなかった。その結果、取材に協力してくれた人たちの言質に寄り掛かりながら、映像の見た目を優先した取材が進むことになる。

例えば、X氏の自宅でのインタビューは、J A 共済の“自爆営業”の象徴的シーンを撮影するには自宅が最適と考えたAディレクターの発案の下、X氏の同意を得て行われたものである。“身バレ”につながりにくいホテルなどの場所で撮影するよりも、“自爆”の契約書類にサインする場面を撮るには自宅のほうが自然であり、迫真性が増すと判断した結果である。そして、サインの場面は過去の再現だったにもかかわらず、その事実を伏せて放送することにつながった。

Z氏のインタビュー場所を公園に設定した経緯についても、内部告発者の保護に十分配慮した痕跡は見当たらない。委員会のヒアリングによると、Aディレクターは以前に視聴したTBSの別の調査報道番組の中に公園で取材を受けているシーンがあり、本件放送でも情緒あふれるそうしたシーンを撮りたいと考えて、ホテルより絵になる公園での撮影をZ氏に提案して同意を得たという。その公園はZ氏が希望したある駅の近くであり、不特定多数の人が常に出入りすることを考えれば、内部告発者の保護に適した場所とは言い難いが、その欠点が検討された痕跡はない。

X氏とZ氏の取材に関しては局側の事前打ち合わせで、「取材場所にはホテルなどの公的な場所を用意してはどうか」という話がでたものの、Aディレクターは別の場所を具体的に探すことはなかった。自宅や公園といったAディレクターの提案に相手が同意したので、局側は場所の選定に問題はないと判断したことがうかがえる。これは、内部告発者の同意に依存して、情報源の秘匿という本来放送局が負うべき責任を軽んじた対応であり、相手の状況や真意をくみ取った取材とは言い難い。むしろ、内部告発者に寄り掛かった安易な取材姿勢そのものではないだろうか。X氏の自爆契約の実際の件数は放送された件数よりも少なかったこと、自爆契約に伴うX氏の年間支払額も実際とは異なっていたことなど、細かな事実確認をおろそかにしていたことも、こうした安易な取材姿勢と無関係ではあるまい。

そして、本件放送の制作過程では、決定的とも言える失策があった。Z氏の取材であるシーンを撮影した際、その映像で身元が判明するかもしれないと恐れたZ氏がAディレクターに対し、あるシーンを番組で使わないよう頼み、その場で撮り直しが行われた。それにもかかわらず、Aディレクターは編集作業の際、約束を失念し、使用してはいけないシーンを使ってしまったのだ。内部告発に踏み切った取材相手の状況を理解し、情報源の秘匿を第一に考えていれば、起こり得ない失策だった。

ところで、委員会はもう1点、重要な事柄を指摘しておきたい。X氏の取材に途中から同席したY氏について、取材クルーはその連絡先を尋ねなかった。本件放送後もしばらくY氏とは連絡を取っていなかった。通常の取材でも協力者の連絡先を把握することは取材の基本だ。カメラ取材後に内部告発者と直接連絡する方法がないということは、事実関係を何度も確認する必要のある調査報道取材において大きなマイナスになりかねないことを付記しておきたい。

## 2 第三者の視点なき編集作業、隙だらけのプレビュー

本件放送の編集作業は上述のとおり、Aディレクターが1人で担っている。それは、編集機材を使いこなすことができ、ひと通りの編集作業は自分ひとりでこなせるというAディレクターの技量によるものだった。

しかし、その技量に依存したことが編集プロセスから第三者の目を遠ざける結果につながってしまう。もし、「調査報道ユニット」内で常日頃から行われている番組編集の流れのように、編集オペレーターがディレクターと組み、素材を見ながら編集作業に携わっていれば、編集オペレーターは、Aディレクターやキャップ、および部長に対し、モザイク処理の範囲・程度などについて助言できたはずだし、Z氏との約束で使わないことになっていたシーンについても、話し合いながら作業するなかでAディレクターが思い出した可能性もある。

だが、編集オペレーターの関与は放送当日の午後3時以降のことであり、ほとんど完成していた番組の演出効果を高めるなどの措置を手掛けただけだった。委員会の調査によれば、これに携わった編集オペレーターは、オンエア前の番組はモザイク処理などを含め「調査報道ユニット」の熟考を経たうえでの完成品に近いものだと認識し、仕上げの編集作業に入ったという。

本件放送においては最後の砦としてのプレビューも機能していなかった。

TBSではこれまで、調査報道に関する企画はそれを放送する番組側のスタッフを交えて最終プレビューが行われていた。主には放送の前日か当日だったという。本件放送も放送当日の午後に最終プレビューが実施されている。

TBSでは通常、番組側スタッフも参加する最終プレビューの前に、取材を担った出稿部側で入念なチェックが行われる。そこで問題点を徹底的に洗い出し解決したうえで、最終プレビューに臨む形だった。ところが、本件放送については、「Ⅲ 委員会による検証 ～ 本件放送に至る事実関係」の「4 原稿作成と番組編集、プレビュー」で詳しく見たとおり、「調査報道ユニット」側では編集された映像のチェックは何もしていなかった。普段は事前に映像をチェックする部長とキャップも映像の完成形を見たのは最終プレビューの場だった。

『news 23』側も、最終プレビューに出された映像は、すでに「調査報道ユニット」側で事実関係などのチェックが完了していると思い込んでいた。このため、X氏、Y氏およびZ氏という3人の情報提供者の保護は大丈夫か、モザイクの掛け方や撮影場所などから身元の特定につながる心配はないかといった点については、『news 23』側のまなざしはそこに向いていかなかった。

実際、委員会のヒアリングに応じたTBSのスタッフらは、本件放送の映像が「調査報道ユニット」内での十分なチェックが行われないうえ最終プレビューに出されていたことを知っていれば、もっと慎重にプレビューに臨んだだろうと語っている。

### 3 現場任せの上長と組織内の“見えない壁”

この項では、本件放送の直接的な問題点というより、その背景にある遠因に言及しておきたい。

「Ⅲ 委員会による検証 ～ 本件放送に至る事実関係」の「1 取材に至る経緯」でも触れたように、「調査報道ユニット」は調査報道を推し進めるTBSの中心的な組織として2021年7月に発足した。局内から優秀と目されたスタッフが集められ、局全体からも大きな期待を掛けられる存在だった。そうした使命を十分に受け止め、こなしていく万全の態勢は構築できていただろうか。

委員会の調査によると、「調査報道ユニット」の実質的なリーダーだったキャップは、普段から、Aディレクターら「調査報道ユニット」の専従取材者に調査報道の方法などを丁寧に教えていた。だが、JA問題の取材が本格化した際には、具体的な撮影のやり方など細かいやりとりを行っておらず、この件に関しては、いわば現場任せの姿勢を取っていた。

なぜそうした姿勢で臨んだのか。キャップはヒアリングのなかで、具体的な撮影のやり方などあえて言うまでもないことだと考えていたからだ、と語っている。Aディレクターの力量に信頼を置いていたのであろう。だが、Aディレクターが「JA自爆営業」の取材を開始したのは、「調査報道ユニット」に参加して約半年後であり、「調査報道ユニット」に参加する前は報道局での取材経験はなく、しかも本格的な内部告発企画を1人で担当するのは事実上初めてだった。そうであるからこそ、キャップや他の上長は、内部告発企画の取材経験に乏しいAディレクターに対し、事案の具体的な内容に沿って十分な協議を行い、細かく指示する必要があったのではないか。

現場任せになったと思われる理由がもう1つある。2022年10月、キャップが週1回放送される報道番組のキャスターに就任したことである。キャップとキャスターの掛け持ちである。その時期はちょうど「JA自爆営業」の取材開始と重なっており、ヒアリングに応じた幹部やスタッフは例外なく、キャップの猛烈な忙しさに言及した。しかも、本件放送の番組制作が佳境に入るところにキャップは長期出張で不在となり、その間は、原稿に手を入れたり、取材を指示したりするのは社会部デスクとなった。

委員会の調査に対し、キャップは現場任せの姿勢を自らの多忙のせいにはなかったが、「調査報道ユニット」の他のスタッフや局の幹部は超の付くキャップの多忙が本件放送の原因につながった可能性があり、キャップにもっと余裕があれば、Aディレクターに対する指導はもっと具体的で有効なものになっていたはずだ、と振り返っている。

他方、本件放送の取材を担ったAディレクターは「調査報道ユニット」内で難しい立場にいたようだ。

「調査報道ユニット」はいわば報道記者の選抜チーム的存在だったが、スタッフには1人だけ番組制作会社に籍を置く者がいた。それがAディレクターである。

ヒアリングのなかでは、誰もが「調査報道ユニット」の風通しの良さを語り、仕事のやり甲斐を口にした。調査報道の推進によって報道に対する視聴者の信頼を取り戻し、社会に潜む不正や不作為を正していくという意欲に溢れていた。だが、Aディレクターは番組制作会社に在籍していることに引け目を感じていたという。情報番組では力量をいかんなく発揮し周囲からも認められる存在だったとはいえ、報道番組ではまだ実績がないため、報道記者の選抜チームとも言える「調査報道ユニット」内では、肩身が狭い思いをしていたようだ。仕事で結果を残したいというAディレクターの強いこだわりは、こうした意識の裏返しとも思える。

立場が上の者や正社員からは、制作会社に籍を置く者の思いがなかなか見えないのではないか。Aディレクターと他のスタッフとを隔てる“見えない壁”が本件放送の問題の底流にあったとは即断できない。しかし、スタッフ間の意思疎通の中で、制作会社に籍を置くAディレクターが引け目を感じないで済む細やかな気遣いがなされていれば、結果にこだわって焦るあまり、内部告発者に対する配慮を欠くような事態は防ぐことができたのではないかと思われてならない。

## V 委員会の判断 ～ 放送倫理違反があった

民放連の報道指針は「2 報道姿勢」の(4)で「情報の提供者を保護するなどの目的で情報源を秘匿しなければならない場合、これを貫くことは放送人の基本的倫理である」と明記し、情報源の秘匿という最高位の倫理は放送局の責任において厳守しなければならない旨を宣言している。

本意見書で検証・考察してきたとおり、本件放送は、秘匿すべき内部告発者の周辺でその身元特定が強く疑われる状況を招き、取材源の秘匿を貫くことができなかった。この点は上記「2 報道姿勢」の(4)に反するものであり、委員会は、本件放送には放送倫理違反があったと判断する。

なお、委員会の調査によると、本件放送の制作過程では、①背格好や体型などから取材協力者が特定されないようにするため「ダボダボの服」を局側で用意すべきだとの意見も事前に出されたが、それ以上の具体的な検討はされなかった、②X氏の取材中にX氏が腕時計によって“身バレ”するのではないかとの懸念を表明した際、取材クルーは大した検討もせずに「大丈夫」と即答した——といった不用意な対応もあった。これらの対応の一つひとつを取り上げて判断し、委員会として基準を示すことはできない。情報源の秘匿のための具体策をどう講じるかは、放送局自身が、具体的な状況に応じて決定していくほかないだろう。

TBSは本件放送からおよそ半年後にまとめた2023年6月21日付の内部調査報告書で、取材源の秘匿について「ジャーナリストの基本倫理であり、匿名の情報提供を元にした告発報道においては、何があっても貫かなければならない鉄則」と明記している。そのうえで「情報提供者の身元が特定される危機を招いた本件放送は、TBSの報道機関としての信頼を揺るがしたものだといえる。周囲から疑われても本人が認めさえしなければ『身バレ』にならないという考えは、言うまでもなく誤りである」と結論づけた。

その総括に基づき、取材に入る前に告発者をどのように保護するかという対策を複数の目で形作る、告発者の意向とは無関係に局の責任で保護の措置が万全かどうかをチェックする、チーム内での報告や報道局内での意思疎通は、電話・対面によるリアルなコミュニケーションを重ね、管理者が異変に気付く機会を増やす——以上のような再発防止策を決め、すでに実行している。

さらに危機管理体制を強化するためとして、「調査報道ユニット」を再編し、同ユニットの専従取材者を社会部など各出稿部や『報道特集』など基幹番組の所属に変え、取材内容に応じて新たな所属先の上長の判断も仰ぎながら調査報道を行う横断的な記者グループにするといった措置を講じた。

こうした対策がどのような効果を生み、調査報道がさらに発展する方向に向かうのかどうか、委員会は今後の動きを注視していきたい。

## VI おわりに ～ 失敗から学び、前へ！

「あ、またか」

この意見書を読みながら、多くの放送関係者はそう思ったかもしれない。自分とは直接関わりのない、どこかの局の制作者がまた何か失敗をやらかしたんだな、と。

別の人には「だから言わんこっちゃない」と思ったかもしれない。最近注目を集めているからといって、時間も人手もかかりリスクも高い調査報道に傾倒していくから、こんなことになるんだ、と。

さらに別の人には意見書をパラパラとめくっただけで特に何も思わず、なんとなく、ここにたどり着いたのかもしれない。

この「おわりに」はそうした人たちにこそ、読んでもらいたいと考えている。

「テレビの報道は信用できない」

「自分たちに都合のいいところを切り貼りしているだけではないか」

「政権や当局、スポンサーなどに付度し、どうせ肝心なことは報道しない」



“マスゴミ”という言葉を変えながら、真実はネットにあるといった声もSNSを軸としてインターネット上にあふれている。

放送局で働く制作者たちのなかには、こんな言説を目の当たりにしてげんなりした経験を持つ人も多いに違いない。ただでさえ、報道の現場は忙しい。休みもろくに取れない。「働き方改革など、どこの世界の話だ？」と思う人もいるだろう。心身をすり減らしながら取材し、報道しても、“マスゴミ”批判が拭いきれないとしたら……こんな、報われない仕事があるだろうか。

しかし、一息つきながら、ゆっくりと考えてほしい。

ネット情報が隆盛を極める現在においても、放送の影響力は極めて大きい。テレビは瞬時に情報を伝え、それによって多くの国民は社会の動きを知る。

他方、テレビの役割に使命感を抱きつつも、取材現場で働く制作者たちは、内心、じくじたる思いも抱えているのではないか。発表報道にこんなにも傾斜しては視聴者の信頼を十分に得られないのではないか、行政や企業などの表層的な動きを伝えるだけでなく社会の隅々にもっと分け入って取材しないと社会の複雑な現実には行き当たらず視聴者の期待に応えることはできないのではないか……。そんな自省と迷いが放送人の心の奥底に横たわっているに違いないと委員会は考えている。

実際、本件放送に関する委員会のヒアリングで、TBSの放送人は調査報道に関してこう語った。

「身の丈に合わないことをやっていると言われればそうかもしれない。でも、記者クラブに張り付いて情報をもって視聴者に伝えるということだけでは、『おまえたち、もう要らないよ』と世の中から言われているような気がしています。自分たちで問題を発見し、問題を提起していくことが、多数の報道機関が存在するネットメディア時代における存在意義だと思うので、調査報道は絶対にやめたくないんです」

「I はじめに」の内容を繰り返すが、調査報道とは、当局や企業などの発表に依拠することなく、自らの問題意識や独自の端緒によって公益に資する取材テーマを設定し、自らの責任で取材を進め、広く社会に問題を提起する営みのことだ。発表報道では、発表する側が解決すべき課題（アジェンダ）を設定しているが、調査報道の場合は報道機関側がその設定を担う。そして報道機関の背後には多くの視聴者・市民がいる。したがって調査報道のテーマは多くの場合、権力機構やそれに類するものによる不正や不作為、不公正を明るみに出し、社会のひずみを正す役割を負う。

普段、意識されることは少ないかもしれないが、調査報道によって初めて事実が明るみになったり、社会が動いたりするケースは数多い。

近年に限っていうと、例えば『戦没者遺骨の取り違え公表せず』というNHKの報

道がある（2019年）。第2次世界大戦で犠牲になったシベリア抑留者の遺骨収集事業は戦後長く日本政府によって続けられていたが、東京の千鳥ヶ淵戦没者墓苑には日本人ではない遺骨が多数収められているうえ、厚生労働省がその事実をひた隠しにしているという事実を明るみにしたものだ。また、テレビ西日本は「太宰府主婦暴行死事件」をめぐる警察の不適切な対応を掘り下げ、『すくえた命』と題する調査報道キャンペーンを展開した（2021年）。少し年代をさかのぼると、秋田放送の『夢は刈られて～大潟村・モデル農村の40年～』（2011年）は、場当たりの農業政策のひずみとその犠牲を強えられる農民の姿を余すことなく描き、農政の在り方を問い掛けた。日本テレビの『NNNドキュメント 「ネットカフェ難民 漂流する貧困者たち」』（2007年）は新たな労働と貧困の問題を浮き彫りにした。

TBSによる本件放送も、JAという巨大組織のなかで地域のJA職員が“自爆営業”に手を染めざるを得ない状況を浮き彫りにしたものであり、社会に与えた影響は大きかった。

各放送局がここ数年、相次いで調査報道を冠する組織や番組を立ち上げたのは、こうした報道のあるべき姿に今一度立ち返り、視聴者からの手厳しい批判のシャワーを浴びつつ、懸命に視聴者の支持と信頼を求めようとしているからではないだろうか。ならば、その意志を絶やすことなく、挑戦を続けてほしいと委員会は切に願っている。

ただし、視聴者は放送局の取材姿勢にも厳しい視線を注いでいる。社会を揺るがすような報道を手掛けたとしても、内部告発者の保護を貫徹できなければ、取材協力者は捨て石のように扱われていると視聴者は嫌悪するのではないだろうか。

だからこそ、TBSには本件放送の大きな失敗を大きな教訓に変えるよう努力してほしいし、他局の制作者たちも足元を見つめ直す契機にしてほしい。

制作現場では、つらく、重苦しいことが続いているかもしれない。しかし、不正や不作為、不公正を報道の力で正してほしいと期待している人々は社会のあちこちにいます。「素晴らしい番組だった」「あの報道によって社会が動いた」という声をもっとたくさん聞くために、諦めず、投げ出さず、引き続き、胸を張って仕事をしよう。